

## 石岡市ネーミングライツ事業 申込に関するQ & A

### Q どの様に申込みすればよいのでしょうか？

- ・石岡市公式ホームページに、募集対象施設の募集要項、応募申込書等が公開されています。応募申込書のほか必要書類を作成いただき施設担当課へご提出ください。

石岡市公式ホームページ「ネーミングライツパートナーを募集しています」▼

[https://www.city.ishioka.lg.jp/shisei.joho/shiyuzaisan\\_kanribaikyaku/page010878.html](https://www.city.ishioka.lg.jp/shisei.joho/shiyuzaisan_kanribaikyaku/page010878.html)



### Q 申込書を郵送してもいいですか？

- ・郵送の場合には、配達記録が確認できるよう書留郵便にてご郵送ください。
- ・ご提出される場合には、持参又は書留郵便ともに事前に施設担当課へご連絡をお願いします。
- ・募集対象施設毎に、締切日（必着日時）を設けていますので、石岡市公式ホームページを必ずご確認ください。

### Q 申込状況は、教えてもらえますか？

- ・申し訳ございませんが、申込み状況の公表、お問い合わせへのご回答はしておりません。

### Q 愛称は、企業名・商品名だけでしょうか？

- ・法令等違反、公序良俗に反するもの、人権侵害となるもの、政治的・宗教的なもの、個人の氏名・広告となるもの、青少年の健全育成に有害なもの及び誇大・虚偽の恐れがあるもの等、募集要項に記載されている「使用を禁止する愛称」を除いて、企業名、商品名、ブランド名及びキャッチコピーなど、ご希望の愛称でご応募いただくことができます。
- ・選考基準には、「愛称の親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージ」などがありますので、ご注意ください。
- ・市民が、施設に愛着がもてるような愛称で応募ください。  
(募集要綱に「愛称募集の要件」が定められている場合がありますのでご確認ください。)

### Q 施設によって、期間が違うのはなぜですか？

- ・愛称の定着、看板設置費用の負担等を考慮し、ネーミングライツの期間を原則3年以上5年以下としていますが、指定管理者による管理を実施している施設については、その指定期間を考慮して、期間を設ける場合があります。

**Q 募集期間内に応募がなかった場合はどうするのですか？**

- ・応募がなかった場合には、募集期間の延長を検討しますが、応募の見込みがないと判断した場合には、募集条件の見直し等の検討を行い再募集を目指します。

**Q 申し込めるのは企業だけですか？**

- ・法人、法人以外の団体で構成される団体としていますので、会社に限らず、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人及び監査法人等を含みます。
- ・個人での申込みはできません。
- ・風営法の規制を受ける企業、消費者金融に係る企業、市税に滞納のある企業及び暴力団関係企業など石岡市ネーミングライツ事業実施要綱第4条に該当する事業者からのお申込みはいただけません。

**Q ネーミングライツの期間は、変更できますか？**

- ・期間は、募集要項に記載した希望期間でお願いします。また、契約締結後に期間の変更は原則できません。

**Q 命名権料は、決められた金額でしょうか？**

- ・原則として募集要項に記載している、市が希望する命名権料以上でお申込みください。  
なお、市が提示する希望金額を下回る応募も可能ですが、応募金額は審査項目となるため審査の際に評価されます。

**Q 提出書類の内、「地域貢献等の実績及び今後の計画」は、どのような内容を記入すればいいのか？**

- ・この提出書類（任意様式）は、企業の地域貢献の状況把握のためにお伺いするものです。たとえば、ネーミングライツ、企業版ふるさと納税などの実績や文化・芸術・人材育成など社会貢献の実績、また、今後の予定がありましたらご記入ください。（※本市の市民に関係するものや、募集施設への提案が望ましい）

**Q 命名権料に加えて、役務や物品などの提供を行うことは可能でしょうか？**

- ・役務や物品の提供、イベントの開催など、施設の魅力向上のための幅広い提案を受付けています。申込み時の提出資料「地域貢献等の実績及び今後の計画」（任意様式）に記載の上ご提出ください。なお、ご提案いただいた内容については、社会貢献等の審査の対象とします。

**Q 石岡市税は賦課されていません。市税等の完納証明書はどうすればいいですか？**

- ・石岡市内に営業所等がなく、法人市民税、固定資産税の納付義務がない場合には、本店、本部のある市町村等に滞納がないことを証明する書類（完納証明書等）を添付してください。

- ・公益法人等で法人市民税がかかっていない場合には、非課税である旨の根拠書類を添付してください。

**Q 既存の施設名称看板が、どこに、何か所あるのか教えてもらえますか？**

- ・施設名称看板の位置、数については、施設担当課へお問い合わせください。

**Q 施設名称看板を全て変更する場合の費用は、企業が負担するのですか？**

- ・看板の変更、新設等については、パートナー企業様に施工いただき、費用もご負担いただきます。

**Q すべての看板を変更しなければいけないのでしょうか？**

- ・どの看板を変更するのかにつきましては、パートナー企業様の費用対効果などにより、ご選択いただけます。契約締結までの施設担当課との協議において決定してください。

**Q 既存の施設名称看板以外に、看板を新設したいが、どの様にすればいいのか？**

- ・新規の看板を設置することは可能ですが、設置場所、関係法令等の確認も必要なことから、契約締結までの施設担当課との協議において決定してください。

**Q 施設名称看板の設置費用は、どのくらいかかるのでしょうか？**

- ・看板の変更費用につきましては、施設の状況より異なりますので、契約締結までの施設担当課との協議において、設置場所（変更・新規）を協議いただき、パートナー企業様のご負担によりお見積りいただきます。

**Q 道路にある施設案内標識についても、変更できるのでしょうか？**

- ・道路上の案内標識の変更につきましては、ご希望に応じ、道路管理者に協議させていただきますが、協議に時間を要したり、またサイズの関係により、必ずしもご希望の名称に変更することができないこともあるとお考えください。さらに、変更そのものが、道路管理者から許可いただけない場合もあるとお考えください。
- ・費用負担及び施工は、パートナー企業様でお願いします。道路管理者への手続きにつきましては、施設担当課においても協力させていただきます。

**Q 施設名称看板の設置は、いつからできますか？また、設置が遅れる場合でも命名権料は支払うのでしょうか？**

- ・施設が管理する看板の設置については、契約締結までの施設担当課との協議において、どの看板を設置するかを決定いただき、契約締結後に施工いただけます。
- ・命名権料は、募集施設の愛称を命名する権利となります。看板の設置状況にかかわらず、本市と

いたしまして、ネーミングライツ期間開始日から、その愛称をホームページ等で使用し、定着するように努めることとなりますので、申し訳ございませんが、契約締結後、速やかに、市が定める納入通知書により、年度ごとに一括して納めていただくことになります。

なお、年度の期間が1年間に満たない場合には、日割りで算出した金額となります。

**Q 期間満了時の原状回復は、どうすればいいですか？**

- ・原状回復となるため、開始前の看板の状況に戻していただくこととなります。ただし、長期間現在の看板を取り外して保存することが困難な場合もあることから、施設担当課との協議をお願いします。

**Q パートナー企業には、次回契約の優先交渉権はないのでしょうか？**

- ・今回の募集施設については、期間満了までにネーミングライツの継続実施を判断します。愛称が頻繁に変更となることを避けるため、ネーミングライツの継続を判断した施設においては、現パートナー企業様は優先的に交渉する候補者となることができます。（審査会での審査あり）

**Q 契約後、市はどの様に愛称を周知してくれるのでしょうか？**

- ・契約締結時又は契約締結後、ご希望によりパートナー企業様のPRのため、記者発表等（プレスリリースなど）を行うことができます。
- ・契約締結後、本市の広報紙「広報いしおか」で紹介します。
- ・ネーミングライツ期間開始日以降、本市ホームページ上の表記を、今回の愛称に変更します。ただし、愛称が定着するまでの間、現在の正式名称を併記する場合があります。